函館市社会教育委員候補者の公募実施要領

1　目　的

函館市社会教育委員（以下「委員」という。）を委嘱するにあたり，社会教育行政に広く各方面の知識と経験を反映させ，地域の社会教育活動が市民と行政の緊密な連携のもとに進められることを目的として，委員の一部を市民から公募することにより，市民参加の機会を提供するものです。

2　定　数

公募による委員の定数は，１人とします。

3　委員の任期

委嘱の日から令和６年（2024年）３月１０日まで

4　応募条件

市内に居住する年齢２０歳以上の方で，①学校教育および社会教育の関係者，②家庭教育の向上に資する活動を行う者，③学識経験のある者のうち，いずれかに該当する方。

ただし，次の各号のいずれかに該当する方を除きます。

(1)　委員を推薦している団体（団体一覧別紙）に所属する方
(2)　本市の他の委員会の委員を２以上兼ねている者（応募中のものを含む）
(3)　禁錮以上の刑に処せられ，その刑が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの方
(4)　日本国憲法施行の日以降において，日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し，またはこれに加入した方

5　応募方法

別に定める応募用紙により，郵送または持参により応募してください。

（応募先：函館市教育委員会生涯学習部生涯学習文化課
〒０４０－８６６６　函館市東雲町４番１３号　℡　２１－３５６６）

6　広　報

公募にあたっては，市広報紙等に募集記事を掲載します。

7　応募期間

令和４（2022年）３月１日（火）から３月１５日（火）まで
（郵送の場合は，当日消印有効とします。）

8　候補者決定の方法

応募者が定数を超えた場合は，公開抽選によって社会教育委員候補者を決定します。

本委員会における女性の委員および青年の委員の割合が附属機関・その他の会議の設置等に関する取扱要領４（２）に定める女性登用率の目標値３５％，青年（３９歳以下）登用率の目標値１０％に達しない見込みであるため，優先的に女性および青年の応募者を候補者として決定します。

また，応募者が定数に達しない場合の欠員については，再度公募します。

なお，社会教育委員への就任は，函館市教育委員会の委嘱をもって行われることになります。

9　候補者決定結果の通知

候補者の決定後は，直ちに応募者に対し書面で通知します。